イ　人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ウ　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

エ　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して債権回収会社が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合

なお、債権回収会社は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

上記アからエに該当する例は、「第４．３　利用目的による制限（法第16条関係）」の⑶と同様である。

⑵　債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意が推定されるものとして、また、債権の譲渡に関連して行われるデューデリジェンスや譲受人の選定等、当然必要な準備行為についても、債権の管理に必要な範囲に含まれることから同意の推定が及ぶものとして取り扱って差し支えない。なお、本人たる債務者又は保証人等が債権譲渡に伴う個人データの第三者提供について明示的に拒否する意思を示し、これにより、当該債権の管理に支障を来し、債権の譲渡人又は譲受人の財産等の保護のために必要な場合には、法第23条第１項第２号に該当する。

３　いわゆる「オプトアウト」（法第23条第２項・第３項関係）

債権回収会社は、法第23条第２項に基づく個人データの第三者への提供（オプトアウト）は、行わないこととする（同項の規定が大量の個人データを第三者に広く提供することを利用目的とする産業の保護の要請と個人の権利利益の保護の要請との調和を図るためのものであることからすれば、サービサー法第12条により本業についての専業義務が課されている債権回収会社について、オプトアウトによる個人データの第三者提供を認める必要性は低いと考えられるため。）。

４　「第三者」に該当しないもの（法第23条第４項・第５項関係）

⑴　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、１から３までの規定（法第23条第１項から第３項まで）にかかわらず、債権回収会社は当該個人データを提供することができる。

ア　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

（例）

・　債権の管理及び回収の委託に当たり、それに必要な個人データの取扱いの委託を、委託者の利用目的の達成に必要な範囲内において行う場合

イ　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

ウ　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項について、当該共同利用をする前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合

㋐　共同利用をする旨

㋑　共同して利用される個人データの項目

㋒　共同して利用する者の範囲

㋓　利用する者の利用目的

㋔　開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称

ただし、㋑又は㋒の規定に掲げる事項を変更する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

また、㋓又は㋔の規定に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、変更前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

⑵　債権回収会社が、個人信用情報機関（個人の返済能力又は支払能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に対し個人データを提供する場合には、当該提供が⑴ウの規定（法第23条第４項第３号）に該当する場合であっても、あらかじめ本人の同意を得ることとする（ただし、債権回収会社が債権の譲受け又は委託を受ける以前に債権者において、当該個人信用情報機関への個人データの提供について本人の同意を得ている場合は、この限りでない。）。この場合及び１⑴の規定（法第23条第１項）により同意を得るに当たっては、１⑶の規定に基づいて同意を得ることとするが、１⑶アからウまでの事項に加えて、個人データが個人信用情報機関及び当該個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関並びにこれらの会員企業にも提供される旨を示すこととする。また、できる限り、個人信用情報機関の加入資格に関する規約、個人信用情報機関及び当該個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関に加入する会員企業のリストについては、本人が容易に知り得る状態に置くこととする。

⑶　⑴ウの規定（法第23条第４項第３号）に関しては、次のとおりとする。

ア　「共同して利用する者の範囲」については、本人が理解可能な程度に、客観的に明確に示さなければならないが、これに加えて、できる限り個別企業名を示すこととする。

イ　「当該個人データの管理について責任を有する者」（以下「管理責任者」という。）とは、当該個人データに係る苦情処理の責任を負い、個人データの内容等について、共同で利用する者の中で第一次的に開示、訂正等又は利用停止等を行う権限を付与されている者であり、複数であっても差し支えない。なお、同号は、管理責任者以外の共同して利用する者における安全管理責任等を免除する趣旨ではないことに留意する。

ウ　「利用する者の利用目的」については、「第４．１　利用目的の特定（法第15条第１項関係）」と同様である。

エ　「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により、継続的な公表を行う必要があり、例えば、本店を始めとする営業所窓口への書面の掲示・備付けやインターネットのホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が容易にアクセスすることができるようにしていることなどがこれに該当する。１回限りの「公表」では取組の程度が足りない。

第９　保有個人データの開示等に関する義務

１　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）

⑴　債権回収会社は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

ア　当該債権回収会社の商号

イ　全ての保有個人データの利用目的（第６．２⑶アからウまでの規定（法第18条第４項第１号から第３号まで）に該当する場合を除く。）

ウ　保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続（７の規定（法第30条第２項）により手数料を定めたときは、その手数料の額を含む。）

㋐　利用目的の通知の求め（⑵の規定（法第24条第２項）参照）

㋑　開示の求め（２⑴の規定（法第25条第１項）参照）